

平成30年度日本遺産「葡萄畑が織りなす風景」
日本遺産周遊用ベンチ制作・設置業務プロポーザル実施要項

1 目的

地域への来訪者が安心・快適に日本遺産の構成文化財をはじめとする地域の資源を巡り、地域の魅力をより深く知るとともに、地域としての一体感を醸成することができるよう、統一感のあるデザイン性の高いベンチを制作し、設置する。

この実施要項は、業務受託者を公募型プロポーザル方式により、公正かつ公平に実施するために、必要な事項を定めるものである。

2 発注者

峡東地域ワインリゾート推進協議会（以下「協議会」という。）

3 業務概要

日本遺産周遊用ベンチ制作・設置業務

- (1) ベンチのデザイン企画・設計
- (2) ベンチの制作
- (3) ベンチの搬入・設置（設置箇所の提案を含む）

4 業務内容

別添「日本遺産周遊用ベンチ制作・設置業務委託仕様書」のとおり

5 委託期間

契約締結日から平成31年3月8日（金）まで

6 契約上限額

金7,910,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

7 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は次に掲げる条件の全てを満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書の提出日において、国又は地方公共団体その他の公共機関から競争入札における指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員のいずれにも該当せず、かつ、これの利益になる活動をそれと知りながら行う者でないこと。

- (5) 峡東地域ワインリゾート推進協議会の構成員（構成員の会員含む）でないこと。
- (6) 峡東地域における観光、地域振興に関する業務について、業務を行った実績があること。なお、国または地方自治体の契約実績については全て記載すること。

8 スケジュール（予定）

実施内容	実施日時等
企画提案募集開始	平成30年9月10日（月）
質問受付期限	平成30年9月14日（金）午後5時
質問回答	平成30年9月20日（木）
参加表明書の提出期限	平成30年9月25日（火）午後5時
参加資格確認通知	平成30年9月27日（木）
企画書の提出期限	平成30年10月2日（火）午後5時
審査委員会開催	平成30年10月9日（火）
審査結果通知	平成30年10月10日（水）
契約手続き	平成30年10月11日（木）

9 参加表明書及び参加資格確認通知

(1) 参加表明書

本プロポーザルへの参加を希望する者は「参加表明書（様式1）」を、平成30年9月10日（月）から平成30年9月25日（火）午後5時までに「14 書類提出先」記載の提出先まで提出すること。提出方法は持参又は郵送によるが、期限までに必着とすること。なお、持参する場合の受付時間は、土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

(2) 参加資格確認通知

参加資格の確認結果は、参加表明書の提出者あて電子メールにより通知する。

10 質問及び回答

(1) 質問の受付期間

質問がある場合は、「質問票（様式2）」により、平成30年9月10日から平成30年9月14日午後5時までに、件名に「日本遺産プロポーザル質問」を最初に記し、山梨県観光部観光資源課（kankou-sgn@pref.yamanashi.lg.jp）あてにメールで提出すること。

(2) 回答方法

受け付けた質問に対する回答は、峡東地域ワインリゾート推進協議会ホームページ（<https://wineresort.jp/>）に公開する。

(3) 留意事項

- ・質問は、企画書等の作成に係る質問に限るものとする。

- ・電話や口頭での質問には応じない。ただし、質問書の内容に疑義が生じた場合には、質問者へ問い合わせる場合がある。
- ・質問者の社名は公表しない。

1 1 企画書の提出

(1) 提出書類

以下の①から⑥までの書類を1セットとして、「企画書」と呼び、参加表明書を提出した事業者は、この企画書を(3)記載の提出期限までに提出すること。

① 企画提案書(様式任意)

- ・ 峡東地域での業務実績等を踏まえながら、峡東地域の特性を十分理解したうえで、ベンチのデザインコンセプトを明確に示すとともに、設置箇所の選定に関する具体的な提案内容を記載すること。
- ・ 日本遺産周遊用ベンチ制作・設置業務仕様書の業務内容について、考え方や実現方法等を記載するとともに、できる限り別紙2「企画書審査基準」の審査項目に沿って記載すること。
- ・ 提案内容は、表や図等も活用しながらわかりやすく、かつ簡潔・明瞭に記載すること。

② デザイン案

- ・ ベンチのサイズがわかるようにすること。
- ・ 多角的に外観が判断できるデザイン案とすること。
- ・ 設置方法がわかるように記載すること。

③ 業務スケジュール(様式任意)

- ・ 日本遺産周遊用ベンチ制作・設置業務仕様書の業務内容について、設置箇所の提案(設置時期含め)を踏まえた具体的なスケジュールを記載すること。

④ 本業務の推進体制(様式任意)

⑤ 参考見積書(様式任意)

- ・ 見積書は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- ・ 見積書は、できるだけ細かく分けて積算すること。なお、経費の積算にあたっては、文化庁作成の別紙1「各費目における単価上限、補助対象外経費等」の内容を十分理解し、各費目における単価上限を満たし、補助対象外経費は含めないなど、積算の参考とすること。

⑥ 業務実績報告書(参加表明書(様式1)添付書類「業務実績報告書(別紙3)」)

(2) 提出部数

企画書について、代表者印を押印した鑑を付けた正本を1部、副本を10部提出すること。

(3) 提出期限

平成30年10月2日(火)午後5時まで

(4) 提出方法

「14 書類提出先」記載の提出先まで提出すること。提出方法は持参又は郵送によ

るが、期限までに必着とすること。なお、持参する場合の受付時間は、土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

1.2 選定方法等

(1) 審査委員会

本プロポーザルにおける審査は、審査委員会を設置し審査を行う。

(2) 審査

委託先の選定にあたっては、別紙2「企画書審査基準」に基づき、審査委員会による書面審査を行うものとし、審査委員会は、企画提案ごとに審査委員の評価点を集計し、その評価点の合計が最も高い企画書を提出した事業者を契約候補者として選定する。

(3) 審査結果の通知

企画書の提出事業者あて、電子メールにより通知する。なお、当該結果について、質問及び異議申し立てを行うことはできない。

1.3 委託契約の締結

審査委員会で選定された契約候補者は、業務内容、契約条件等について、協議会と協議したのち、業務委託契約を締結する。ただし、諸事情により契約候補者と契約できなかった場合は、審査で次点となった者を新たな契約候補者として協議を行うものとする。

1.4 書類提出先

〒400-8501

山梨県甲府市丸の内一丁目6-1

山梨県観光部 観光資源課内

峡東地域ワインリゾート推進協議会事務局

(担当) 矢竹、宮川

(電話) 055-223-1573

(メールアドレス) kankou-sgn@pref.yamanashi.lg.jp

1.5 その他

- (1) 本プロポーザルに係る経費は、企画書等を提出した事業者の負担とする。
- (2) 提出後の提出書類の加除修正は認めないこととする。
- (3) 提出された企画書等は返却しないこととする。
- (4) 本プロポーザルにより知りえた情報を第三者に漏らしてはいけない。
- (5) この要項に記載のない事項については、日本遺産周遊用ベンチ制作・設置業務委託仕様書によるものとする。